

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 1 号

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(交付額及び交付の方法) 第 3 条 政務調査費の額は、毎年度 4 月 1 日における当該会派の所属議員数に年額 15 万円（以下「年額」という。）を乗じて得た額とし、毎年度 4 月に一括して交付する。 2 <省略> 3 年度の途中において新たに結成された会派に対する政務調査費の額は、結成時における当該会派の所属議員数に年額を乗じて得た額を 12 で除して得た額に会派の結成の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から 3 月までの月数を乗じて得た額とし、会派の結成の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）に一括して交付する。 4 <省略>	(交付額及び交付の方法) 第 3 条 政務調査費の額は、毎年度 4 月 1 日における当該会派の所属議員数に年額 10 万円を乗じて得た額とし、毎年度 4 月に一括して交付する。 2 <省略> 3 年度の途中において新たに結成された会派に対する政務調査費の額は、結成時における当該会派の所属議員数に年額 10 万円を乗じて得た額を 12 で除して得た額に会派の結成の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から 3 月までの月数を乗じて得た額とし、会派の結成の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）に一括して交付する。 4 <省略>

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。